

愛媛県地震被害想定調査 業務委託事業者募集要項

1 目的

本業務は、南海トラフ地震のほか、中央構造線断層帯など本県において大規模な被害が想定されている地震による被害想定について、平成 24・25 年度に行った愛媛県地震被害想定調査から約 10 年が経過したことを踏まえ、最新の知見やデータを反映の上見直しを行うものであり、改めて地震による県内各地の危険性を把握するとともに、防災上の課題などを整理し、被害想定の見直し結果を今後の防災対策の基礎資料として県と市町とが共有し、活用することを目的とする。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県（以下「発注者」という。）が内容審査を行った上で、最優秀提案者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・交渉を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

愛媛県地震被害想定調査業務

(2) 委託期間

契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(3) 業務内容

愛媛県地震被害想定調査業務仕様書による

(4) 委託料上限額

1 4 7, 8 1 6 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局

防災危機管理課 南海トラフ対策グループ（愛媛県庁第一別館 3 階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2325（直通）

F A X 番号 089-941-2160

メールアドレス bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格（調査・研究）を有すると認められた愛媛県内に本店・支店・営業所を有する者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期間の末日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 平成23年度以降に、国又は都道府県が発注した地震被害想定（予測）に関する業務の受注実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に登録されたもののうち、業務が完了したものに限る。）を有する者であること。

6 募集要項の交付

(1) 交付方法

愛媛県ホームページの入札発注情報において閲覧することができる。

※愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）

(2) 愛媛県ホームページ掲載期間

令和6年5月13日（月）から6月13日（木）まで

7 企画提案への参加

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出すること。

なお、提出期間内に参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(2) 提出期間

持参による場合は、令和6年5月13日（月）から5月20日（月）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）とする。なお、郵送による場合は、令和6年5月20日（月）までの必着とする。

(3) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年6月11日（火）17時15分までに、辞退届（様式2）を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質問がある場合は、質問票（様式3）〔Word形式〕を、電子メールにて「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、提出した者は、必ず電話で発注者が受信したことを確認すること。

(1) 受付期間

①企画提案への参加に関する質問

令和6年5月13日（月）8時30分から5月16日（木）17時15分まで

②企画提案への参加以外に関する質問

令和6年5月23日（木）8時30分から5月30日（木）17時15分まで

(2) 質問に対する回答方法

①企画提案への参加に関する質問

令和6年5月17日（金）までに県のホームページで公表する。

②企画提案への参加以外に関する質問

令和6年6月6日（木）までに県のホームページで公表する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4）	1部
イ 法人・団体の概要書（様式5）	6部
ウ 同種業務の受注実績表（様式6）	6部
エ 企画提案書	6部
オ イからエまでの書類の電子データを記録したCD-R	1枚

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式（日本産業規格A4を基本）、作成枚数は任意とする。記述はできる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、次の点に留意して作成すること。

ア 調査業務実施計画

業務全体に係る実施計画（基本的な取組方針や着眼点、工程及び作業手順等）を記載すること。

イ 自然現象の想定

① 各想定現象について、想定手法や採用理由等を記載すること。

② 想定を行うために必要となる基礎データ及び資料の収集方法について記載すること。

③ 想定結果のアウトプットについて、特に工夫する点があれば記載すること。

④ その他有効かつ効果的な提案があれば記載すること。

ウ 被害想定

① 各想定項目について、想定手法や採用理由等を記載すること。

② 想定を行うために必要となる基礎データ及び資料の収集方法について記載すること。

③ 想定結果のアウトプットについて、特に工夫する点があれば記載すること。

④ その他有効かつ効果的な提案があれば記載すること。

エ 被災シナリオの作成

被災シナリオの作成方法の他、アウトプットに関し工夫する点を記載すること。

オ 防災・減災効果の評価

① 防災・減災効果の推計手法や本県の取組の検証方法について、記載すること。

② 次期減災目標について、年次進捗が確認できる新たな評価方法など効果的な提案があれば記載すること。

カ 事業者及び技術者の能力・適格性

① 調査体制・・・調査体制及び人員、配置予定の技術者が担当する業務内容について記載すること。

② 事業者の同種業務の実績・・・平成 23 年度以降に実施した同種業務の実績を記載すること。

③ 管理技術者の実績・・・平成 23 年度以降に従事した同種業務の件数を記載すること。

キ 啓発資料及び成果品

啓発資料等の作成方針の他、作成・とりまとめにあたり工夫する点を記載すること。

ク 見積書

見積書の様式等は指定しない。見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。見積金額の内訳は令和 6 年度、7 年度に分けて記載することとし、各年度の委託料上限額は次のとおりとする。

・令和 6 年度上限額：91,770 千円（消費税及び地方消費税を含む）

・令和 7 年度上限額：56,046 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和 6 年 5 月 23 日（木）から 6 月 13 日（木）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）と

する。なお、郵送による場合にあっては、令和6年6月13日(木)の必着とする。

(5) 留意事項

- ①企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、発注者から必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ②提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続等

ア 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、愛媛県地震被害想定調査委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は次のとおりとする。

- ・ 1次審査…書面審査
 - ・ 2次審査…書面審査、プレゼンテーション、及びヒアリング
- ただし、提案者が5者を超えない場合は、1次審査は行わない。

ウ 1次審査については、次のとおり実施する。なお、1次審査の結果は全提案者へ通知する。

実施日時…令和6年6月18日（火）

エ 2次審査については、次のとおり実施する。

- ① 実施日時…令和6年6月24日（月）9時30分から
（各提案者の説明の時間は別途通知する。）
- ② 実施場所…詳細は別途通知する。
- ③ 説明時間…プレゼンテーションは15分程度、ヒアリングは10分程度とする。
- ④ 説明者…本業務に従事予定の管理技術者1名及び同会社に所属する者2名以内とする。

オ 審査会は、非公開とする。また、他者の提案（プレゼンテーション及びヒアリング）を傍聴することはできない。

カ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイント等の使用を認める。（PC及びプロジェクターは準備する。当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「4 担当部局及び連絡先」まで提出すること。なお、当日は、提案者の責任で操作すること。）

キ 2次審査により最優秀提案者を選定する。なお、審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添のとおり。

1 1 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

1 2 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、発注者と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。
- (3) 別添「愛媛県地震被害想定調査仕様書」は、当該業務の最低限必須となる実施内容を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、発注者と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

1 3 その他

- (1) この企画提案への参加に当たって必要となる企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。